

巻末参考資料

参考情報

1. 各国法令

1. タイ

著作権法 Copyright Act B.E.2537 (1994)

特許法 Patent Act B.E. 2522 (1979) as amended by the Patent Act (No.3) of B.E. 2542 (1999)

商標法 Trademark Act B.E. 2534 (1991) as amended by the Trademark Act (No.2) of B.E. 2543 (2000)

地理的表示法 Geographical Indications Act B.E.2546 (2003)

営業秘密法 Trade Secret Act BE.2545 (2002)

関税法 1926 年 The Customs Act B.E. 2469 (1926)

輸出入法 1979 年 The Act of Export and Import of Goods into the Kingdom B.E. 2522 (1979)

偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年 (仏暦 2530 年)Regulation of Ministry of Commerce relating on the export and import of goods bearing a counterfeit or imitated trademark into the Kingdom B.E.2530

著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令 (第 1 集) 1993 年 (仏暦 2536 年) Ministerial Regulation of Ministry of Commerce on the Prohibition of Export and Import Copyright Infringing Goods (Volume 1) B.E. 2536

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年(仏暦 2530 年)Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom B.E.2530 (1987)

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 94 集)1993 年 (仏暦 2536 年) Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 94) B.E.2536 (1993)

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 95 集)1993 年 (仏暦 2536 年) Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 95) B.E.2536 (1993)

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 96 集)1993 年 (仏暦 2536 年) Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 96) B.E.2536 (1993)

関税局告示第 28 号 1993 年(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)Notification of the Customs Department No. 28/2536 on Practices against goods Infringing Copyright

関税局一般指導第 2 号 1988 年 (仏暦 2531 年) (追加税関規則 1987 年 第 20 章第

23 条第 1 項) The Customs Department 's General Directive No. 2/2531 on the addendum to the code of customs practices B.E.2530 (1987) Chapter 20 Provisions 23 Clause 01

関税局一般指導第 27 号 1993 年 (仏暦 2536 年)(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則) The Customs Department 's General Directive No. 27/2536 on Practices against goods Infringing Copyright

2. マレーシア

<基本法・規定>

商標法 Trade Marks Act 1976 (available in English) Trademark Act B.E. 2534 (1991) as amended by the Trademark Act (No.2) of B.E. 2543 (2000)

商標規則 Trade Marks Regulation 1997 (available in English, Japanese translation available)

商標登録所;模倣品輸入制限申請 Trade Marks Registry; Application to Restrict Importation of Counterfeit Trade Marks Goods (Regulation 83A)

著作権法 Copyrights Act 1987 (available in English)

著作権 (免許) 規制 Copyright (Licensing) Regulations 2000

著作権 (輸入禁止通報) 規制 Copyright (Notice of Prohibition of Import) Regulation 1987

貿易記載法 Trade Description Act 1972

特許法 Patents Act 1983 (available in English)

意匠法 Industrial Design Act 1996 (available in English)

光ディスク法 Optical Disc 2000(Act606) (available in English)

地理的表示法 Geographical Indications Act 2000 (available in English)

集積回路レイアウトデザイン法 Layout Designs of Integrated Circuits Act 2000 (available in English)

植物品種法 Plant Varieties Act 2004 (available in English)

<MyIPO 設立法>

マレーシア知的財産公社法 Intellectual Property Corporation of Malaysia Act 2002 (ACT 617)

<エンフォースメント法・規則>

関税法 Customs Act 1967 (Revised – 1980) Incorporating latest amendment – Act A1279/2006

消費税法 Sales Tax Law 1972

映画 (検査) 法 Film (Inspection) Law 1952 ?

印刷機及び出版法 Printing Machine and Publication Law 1984 ?

価格管理（卸業者による価格表示）令 Order of Price Control (on price indications by retailers) 1993

価格管理(製造者、輸入者、生産者または卸業者による表示)令 Order of Price Control (on labeling by manufacturers, importers, producers or wholesalers) 1980

3. インドネシア

商標法 2001 年 8 月 1 日法律第 15 号 (Law No. 15 of 2001 Regarding Trademark)

著作権法 2002 年 7 月 29 日法律第 19 号 (Law No. 19 of 2002 Regarding Copyrights)

関税法 1995 年法律第 10 号第 10 章 53-46 条(Law No. 10 of 1995 Regarding Customs)
(Chapter X, Art. 53-64)

特許法 2001 年 8 月 1 日法律第 14 号 (Law No. 14 of 2001 Regarding Patent)

意匠法 2000 年 12 月 20 日法律第 31 号 (No. 31, 2000 Regarding Industrial Designs)

半導体集積回路配置法 2000 年 12 月 20 日法律第 32 号(Law No. 32 of 2000 Regarding
Layout Designs of Integrated Circuits)

営業秘密法 2000 年 12 月 20 日法律第 30 号 (Law No. 30 of 2000 Regarding Trade
Secret)

商標規則 1993 年 3 月 31 日規則第 23 号 (Trademark Regulations)

特許規則 1991 年 6 月 11 日規則第 34 号 (Patent Regulations)

商品及びサービスの分類規則 1993 年 3 月 31 日政府規則第 24 号制定 (Classes of
Goods and Services)

4. フィリピン

知的財産法 共和国法第 8293 号 The Intellectual Property Code (RA No. 8293)

フィリピン関税法 The Tariff and Customs Code of the Philippines: TCCP

税関行政命令第 6 号 2002 年 Customs Administrative Order No.6-2002

新植物新種保護 共和国法 9168 号 Republic Act No. 9168 Protection of New Plant
Varieties

光メディア法 共和国法 9239 号 Republic Act No. 9239 Optical Media Law

集積回路レイアウトデザイン保護 共和国法 9150 号 Republic Act No. 9150
Protection of Layout-Designs of Integrated Circuits

電子商取引法 共和国法 8792 号 Republic Act No. 8792 Electronic Commerce Act

自主ライセンスに関する規定 Rules & Regulations on Voluntary Licensing

技術移転に係る支払及び公演またはその他作品の伝達に対する著作権に係るライセンス条件に関する紛争解決に関する規定 Rules & Regulations on Settlement of Disputes Involving Technology Transfer Payments and the Terms of a License involving the Author's Right to Public Performance or Other Communication of his Work

商標法施行規則の改正令 8 号、Office Order No. 8, amending the Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade Names and Marked or Stamped Containers

発明に関する規則 Rules & Regulations on Inventions

実用新案及び意匠に関する規則 Rules and Regulations on Utility Models and Industrial Designs

2002 年集積回路規則令 19 号 Office Order No.19 Layout of Integrated Circuits Regulations 2002

知的財産権侵害の民事訴訟における捜査及び差押えに関する規則 Rule on Search and Seizure in Civil Actions for Infringement of Intellectual Property Rights

決議 A.M.Non 03-03-03-SC 知的財産権裁判所と商業裁判所の合併 Resolution (A.M. No. 03-03-03-SC; Consolidation of Intellectual Property Courts with Commercial Courts)

2 . 各国当局 :

(1) タイ

商務省知的財産局 : Department of Intellectual Property (DIP)
(<http://www.ipthailand.org/>)

関税局 Customs Department (<http://www.customs.go.th/Customs-Eng/indexEng.jsp>)

知的財産国際貿易裁判所 : Intellectual Property and International Trade Court

(2) マレーシア

マレーシア知的財産公社 : Intellectual Property Corporation of Malaysia
(<http://www.myipo.gov.my/>)

国内取引・消費者行政省 : Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs (MDTCA)
(<http://www.kpdnhep.gov.my/index.cgi>)

関税局 : Royal Malaysian Customs (www.customs.gov.my/)

(3) フィリピン

貿易産業省知的財産庁 : Intellectual Property Office (IPO) (<http://www.ipophil.gov.ph/>)

税関 : Bureau of Customs (BOC) (www.customs.gov.ph/)

3 . 各国の関係機関:

(1) タイ

機関名	住所等
検察局 : Department of Special Investigation (DSI)	499 Sukprapreut Building, Prachachuen Road, Bangsue District, Bangkok 10800 Tel: 0-2913-6789, 0-2831-9888 Fax: 0-2913-7777 http://www.dsi.go.th
経済・技術犯罪取締課 : ECO-TECH, Royal Thai Police	North Sathorn Road, Bangrak, Bangkok 10500 Tel: (66-2) 235-2810 Fax: (66-2) 235-2810
知的財産局の知的財産侵害保護センター : Coordinating Center for Suppression of Intellectual Property Rights Violation	44/100 Moo 1, Sanambinnam-Nonthaburi Road, Bangkrasor, Amphur Nonthaburi, Nonthaburi 11000 Tel : 547-4701,03 Fax : 547-4705
知的財産及び国際取引中央裁判所 : The Central Intellectual Property and International Trade Court(CIPITC)	34 Sri Ayutthaya Road, Rajatewee, Bangkok 10400 Tel : 2458401 Fax : 2458898
タイ商工会議所 : The Thai Chamber of Commerce & Board of Trade of Thailand	150 Rajbopit Road, Pranakhon District, Bangkok 10200 Tel: +66(0) 2622-1860-76 Fax: +66(0) 2225-3372 P.O.BOX 2-146 http://www.thaichamber.com/cms/main.html
ジェトロ : JETRO Bangkok	16th Floor, Nantawan Bldg., 161 Rajadamri Rd., Bangkok 10330 Tel: 66-2-253-6441 Fax: 66-2-253-2020

(2) マレーシア

機関名	住所等
マレーシア連邦裁判所 : Federal Court of Malaysia	Istana Kehakiman Precint 3 62506 PUTRAJAYA Tel: 03-8880 3500 http://www.kehakiman.gov.my/
マレーシア控訴裁判所 : Court of Appeal of Malaysia	Istana Kehakiman, Precint 3, 62506 PUTRAJAYA Tel: 03-8880 3500 http://www.kehakiman.gov.my/
マレーシア国家警察 : Royal Malaysia Police	Ibu Pejabat Polis Diraja Malaysia Bukit Aman 50560 Kuala Lumpur Tel: 03-22626222 Fax: 03-22739602 http://www.rmp.gov.my/
マレーシア国立映画開発公社 National Film Development Corporation Malaysia (FINAS)	Kompleks Studio Merseka, Lot 1662, Batu 8 Kuala Lumpur 68000 Tel: 3 4108 5722 Fax: 3 4107 5216 www.kftv.com
マレーシア商工会議所 : National Chamber of Commerce and Industry of Malaysia (NCCIMM)	6A, 6th Floor, Menara BGI, Plaza Berjaya, 12 Jalan Imbi, 55100 Kuala Lumpur Tel: 03-2141 9600 Fax: 03-2141 3775 http://nccim.org.my/
ジェトロ : JETRO Kuala Lumpur	9th Floor, Chulan Tower, No.3 Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur Tel: 60-3-2171-6100 Fax: 60-3-2171-6077

(3) インドネシア

機関名	住所等
インドネシア国家警察本部 : R.I. Police Headquarters	Jl. Trunojoyo No.3, Kebayoran Baru, Jakarta Selatan Fax: 722 0554
中央ジャカルタ商務裁判所 : Central Jakarta Commercial Court	Jl. Gajah Mada 17, Jakarta Pusat
最高裁判所 : R.I. Supreme Court	Jl..Medan Merdeka 9-13, Jakarta Pusat
知的財産権総局 : Directorate General of Intellectual Property Rights	Jalan Daan Mogot Km. 24 Tangerang 15119 Tel.: (62.21) 557.99.83.67, 552.48.39 Fax: (62.21) 552.53.66 http://www.dgip.go.id
インドネシア商工会議所 : Jakarta Chamber of Commerce and Industry	http://www.kadin-indonesia.or.id/
ジェトロ : JETRO Jakarta	Summitmas I, 6th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 61-62, Jakarta 12190, Indonesia Tel: 62-21-5200264 Fax: 62-21-5200261

(4) フィリピン

機関名	住所等
最高裁判所 : Supreme Court	3rd Floor, New Supreme Court Building Annex, Padre Faura St., Ermita, 1000 Tel: (02) 5225090 to 94 Fax: (02) 526-8129 www.supremecourt.gov.ph/
フィリピン国家警察 : Philippine National Police (PNP)	Camp Crame, Quezon City, Metro Manila, 1111 Telefax: +63-02-7255115 http://www.pnp.gov.ph/
国家捜査局 : National Bureau of Investigation (NBI)	NBI Building, Taft Avenue, Ermita, Manila, Philippines 1000 Tel: 523-8231 to 38 Fax: 526-1216, 523-7414 http://www.nbi.gov.ph/
司法省 : Department of Justice (DOH)	http://www.doj.gov.ph/
オプティカル・メディア委員会 : Optical Media Board (OMB)	35 Sct. Limbaga St., Brgy. Laging Handa, Quezon City Tel No. 374-1393, 374-0237 www.omb.gov.ph
国家書籍開発委員会 : National Book Development Board	2/F, National Printing Office, EDSA cor. NIA Northside Road, Diliman, Quezon City 1104 Tel: 920-9853 Fax: 920-9853 http://www.nbdb.gov.ph/
貿易・工業省 : Department of Trade and Industry (DTI)	385 Industry and Investments Bldg., Sen. Gil Puyat Ave., Makati City, 1200 Tel: (632)751-0384 Fax: (632)895-6487 http://www.dti.gov.ph/
フィリピン商工会議所 : Philippine Chamber of Commerce and Industry	3rd Floor, ECC Building, 355 Sen. Gil Puyat Avenue, Makati City Tel: (632)896-4549 Fax: (632)899-1727
ジェトロ : JETRO Manila	44th Floor, Philamlife Tower, 8767 Paseo de Roxas,

4. 日本及び世界の関係機関（機関名や有用情報等）

（1）日本

関税局：<http://www.customs.go.jp/>

ジェトロ：<http://www.jetro.go.jp/>

アセアン・インド知的財産保護ハンドブック（2007年3月）

<タイ>

税関の活用（2004年3月）

模倣対策マニュアル（2003年3月）

工業所有権侵害事例・判例集（2000年3月）

<マレーシア>

模倣対策マニュアル（2001年3月）

エンフォースメント機関の実態（2001年3月）

工業所有権侵害事例・判例集（2000年3月）

<インドネシア>

模倣対策マニュアル（2005年3月）

工業所有権侵害事例・判例集（2000年3月）

<フィリピン>

模倣対策マニュアル（306KB）（2000年3月）

工業所有権侵害事例・判例集（2000年3月）

社団法人発明協会 APIC 外国相談室

外国産業財産権制度・産業財産権侵害対策相談（特許庁委託事業）

http://www.singai.jiii.or.jp/mini_guide/mini_guide.html

（2）主要な諸国

米国商務省：STOP Fake プロジェクトで各国の法令やリンク等を紹介。

<http://www.stopfakes.gov/>

International Intellectual Property Alliance：米国の関係7団体の団体。USTRのスペシャル301報告書等作成に協力。<http://www.iipa.com/countryreports.html>（国別報告書）

Anti-Counterfeiting and Piracy Initiative

<http://www.uschamber.com/ncf/initiatives/counterfeiting.htm>

米国商工会議所（National Chamber Foundation, U.S. Chamber of Commerce）によるイニシアティブ。統計データ（取り締まり件数は含まず）を報告書に掲載。

<http://www.thetruecosts.org/portal/truecosts/default>

http://www.bsa.or.jp/file/2005_Piracy_Study_E.pdf（報告書）

(3) 國際機關等

世界稅關機構 (World Customs Organization: WCO)

<http://www.wcoomd.org/home.htm>

世界知的所有權機關 (World Intellectual Property Organization: WIPO)

<http://www.wipo.int/portal/index.html.en>

APEC Intellectual Property Rights Expert Group

http://www.apec.org/apec/apec_groups/committee_on_trade/intellectual_property.html

Trading Ideas <http://www.tradingideas.org>

参考資料

1. 法・規定文

(1) タイ

- ・ 著作権法 Copyright Act B.E.2537 (1994) 第 31 条、第 75 条
- ・ 特許法 Patent Act B.E. 2522 (1979) as amended by the Patent Act (No.3) of B.E. 2542 (1999) 第 36 条
- ・ 商標法 Trademark Act B.E. 2534 (1991) as amended by the Trademark Act (No.2) of B.E. 2543 (2000) 第 110 条
- ・ 地理的表示法 Geographical Indications Act B.E.2546 (2003) 第 27、39、40 条
- ・ 営業秘密法 Trade Secret Act BE.2545 (2002) 第 33-37 条
- ・ 関税法 1926 年 The Customs Act B.E. 2469 (1926) 第 40、45、27、7 の 2 条
- ・ 輸出入法 1979 年 The Act of Export and Import of Goods into the Kingdom B.E. 2522 (1979) 第 5、16、20 条
- ・ 偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年 (仏暦 2530 年) Regulation of Ministry of Commerce relating on the export and import of goods bearing a counterfeit or imitated trademark into the Kingdom B.E.2530
- ・ 著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令 (第 1 集) 1993 年 (仏暦 2536 年) Ministerial Regulation of Ministry of Commerce on the Prohibition of Export and Import Copyright Infringing Goods (Volume 1) B.E. 2536
- ・ タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年(仏暦 2530 年)Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom B.E.2530 (1987)
- ・ タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 94 集)1993 年 (仏暦 2536 年) Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 94) B.E.2536 (1993)
- ・ タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 95 集)1993 年 (仏暦 2536 年) Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 95) B.E.2536 (1993)
- ・ タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 96 集)1993 年 (仏暦 2536 年) Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 96) B.E.2536 (1993)
- ・ 関税局告示第 28 号 1993 年(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)Notification of the Customs Department No. 28/2536 on Practices against goods Infringing Copyright
- ・ 関税局一般指導第 2 号 1988 年 (仏暦 2531 年) (追加税関規則 1987 年 第 20 章第 23 条第 1 項) The Customs Department ' s General Directive No. 2/2531 on the addendum to the code of customs practices B.E.2530 (1987) Chapter 20 Provisions 23 Clause 01 第

20章第23条第1項

- ・ 関税局一般指導第27号1993年(仏暦2536年)(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則) The Customs Department's General Directive No. 27/2536 on Practices against goods Infringing Copyright

(2) マレーシア

- ・ 商標法 第70D-O条
- ・ 商標規則 第XIVA部 輸入規制 規則83A
- ・ 1987年著作権(輸入禁止通報)規則 第3条

(3) インドネシア

- ・ 商標法2001年8月1日法律第15号(Law No. 15 of 2001 Regarding Trademark) 裁判所手続きに関する規定、第XII章第85-88条、第XIII章第89条
- ・ 著作権法2002年7月29日法律第19号(Law No. 19 of 2002 Regarding Copyrights) 第XI章第67-69条
- ・ 関税法1995年法律第10号第10章53-46条(Law No. 10 of 1995 Regarding Customs) 第54、62条

(4) フィリピン

- ・ 知的財産法 共和国法第8293号 The Intellectual Property Code (RA No. 8293) 第2部第71、76条、第3部第147、155、156、168-170条、第4部第216、217条
- ・ フィリピン関税法 The Tariff and Customs Code of the Philippines: TCCP
- ・ 税関行政命令第6号2002年 Customs Administrative Order No.6-2002

2. 申請書

- ・ タイ：商標保護申請フォーム
商標検査申請フォーム (Form Kor Sor Kor 18)
Letter of Indemnity (例)
著作権違反品差止申請
- ・ マレーシア：模倣品輸入制限申請 (TM30)
- ・ フィリピン：BOC-IPU知財権登録/申請フォーム

1. 法・規定文

(1) タイ¹

著作権法 Copyright Act B.E.2537 (1994)

第 31 条 他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として次の行為を行ったとき、著作権の侵害と看做す。

- (1) 販売、販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売ることを申し込むこと
- (2) 公衆に伝達すること
- (3) 頒布して著作者に損害を与えること
- (4) タイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること

第 75 条 本法に基づく著作権又は実演家の権利を侵害して製作し輸入し、第 69 条又は第 70 条に基づく違反者の所有物であるものは、著作権者又は実演家の権利を有する者に帰属するものとする。違反して使用されたものは没収する。

特許法 Patent Act B.E. 2522 (1979) as amended by the Patent Act (No.3) of B.E. 2542 (1999)

第 36 条 特許権者は次の独占的権利を有する。

- (1) 物に関する特許権の場合、生産すること、使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出又は国内に輸入すること。
- (2) 方法に関する特許権の場合、特許権に基づき方法を使用すること、生産に使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出、特許権による方法を使用して生産した製品を販売又は輸入すること。

第 1 項は次の条項には適用しない。

- (1) 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験あるいは研究に利する行為。
- (2) 製造者あるいは使用者が善意で当該特許出願以前に当該生産に従事し、又は当該装置を取得しており、当該出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第 19 条の 2 に該当しない場合、特許登録した物を生産し、または特許登録した方法を使用する行為。
- (3) 当該医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基く医薬調合行為。
- (4) 特許権権利期間後に当該特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、当

¹ 訳文はいずれも S&I International による。

該医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。

(5) タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、当該機材が当該船舶にとって必要である場合、船舶、機械又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。

(6) タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から航空機、自動車、タイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機、自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。

(7) 特許権者が当該製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、当該特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

第 36 条の 2 特許を受けた発明について第 36 条により特許権者の権利は請求の範囲を限界とする。請求の範囲に基づく発明の限界を分析するとき発明の詳細及び図面に記載された発明の態様を分析しなければならない。

保護される発明の範囲は当然特に特許請求の範囲に示されていなくても、発明に関する技能、科学の通常の専門性を有する者の観点に基づき、請求の範囲に示された発明の状態と同様の効果、性質、有用性を生じる発明を含む。

商標法 Trademark Act B.E. 2534 (1991) as amended by the Trademark Act (No.2) of B.E. 2543 (2000)

第 110 条 (1)第 108 条に基づく、偽造された商標、サービスマーク、証明標章若しくは集合標章を付した物品、又は第 109 条に基づく、他人の商標、証明標章若しくは集合標章を模倣したものを付した物品を、タイ国で輸入、販売、販売促進、又は販売を目的として所持した者、又は、(2)第 108 条に基づく、偽造されたサービスマーク、証明標章若しくは集合標章、又は第 109 条に基づく、他人のサービスマーク、証明標章若しくは集合標章を模倣したものを使って、役務を提供若しくは申し出た者は、それぞれの条項に規定された罰則を科せられる。

地理的表示法 Geographical Indications Act B.E.2546 (2003)

第 27 条 以下のような場合は違反行為であるとみなす。

(1) 注意を向けるための地理的表示の使用、又は第 3 者が出願登録書ではその地理的原産地からの商品ではないものがその地理的原産地からの商品だと誤信させる使用。

(2) 他の業者に対して損害を与えるために、商品の地理的原産地、品質、評価、若しくはその他特徴における混乱を導く項目において地理的表示の使用。

第 1 段落に基づく行為について、地理的表示の登録日以前の行為は適用されるものとする。

第 28 条 大臣は省令で規定することで、いずれかの種類の特定商品を公告する。

第 4 段落を条件として、特定商品が第 1 段落に基づき公告される際、たとえその商品の地理的原産地の正確性を明示、若しくは文書を使用、若しくは何かの行為で出願された地理

的原産地の確実性を明示したとしても、出願登録書で明示する地理的原産地がない商品の地理的表示の使用は適用されない。

第2段落において、商品の地理的原産地の確実性を説くことは、「種類」「形式」「様式」若しくは別の語句、若しくはその商品に使用する地理的表示に付随するものを使用することも含む。

第2段落における行為は、その地理的表示が仏暦2537年（1994年）4月15日以前に10年間続けて使用した、又は上記の日より以前に善意に使用していた場合は違反行為とはみなされない。

第39条 第27条の行為を犯した者は20万バーツ以下の罰金を課する。

第40条 第28条第2項の行為を犯した者は20万バーツ以下の罰金を課する。

営業秘密法 Trade Secret Act BE.2545 (2002)

第33条 営業秘密管理者が事業を営む上で損失を被るよう悪意により、他人が保有する当該営業秘密を営業秘密である状態でなくなるよう、一般に認識されるよう開示した者には、文書、音声放送若しくは映像放送を使用した広告、又はその他の方法によって開示したかに関わらず、1年以下の禁錮刑若しくは20万バーツ以下の罰金、又はその両方を科する。

第34条 第15条第1項の内容及び発布された規則において営業秘密を保護管理する地位権限を持つ者が、自己又は他人の利益のために正当な権利なく当該機密を開示又は使用した場合には、5年以上10年以下の禁錮刑、若しくは100万バーツ以上200万バーツ以下の罰金、又はその両方を科する。

第35条 通常非開示で保護されるべき性質を持った、営業秘密管理者の活動に係る事実を、この法律の執行において取得又は認識し、開示した者には、5年以上7年以下の禁錮刑、若しくは50万バーツ以上100万バーツ以下の罰金、又はその両方を科する。ただし公務又は事件の捜査若しくは審理のための行為である場合はこの限りではない。

公務又は事件の捜査若しくは審理に際し、第1項における者から取得又は認識した事実を開示した者には、同様の処罰を科する。

第36条 違反行為を犯した者が法人であり、もし当該違反行為が当該法人の事業運営に責務を負う役員、マネージャー若しくはその法人の管理責任者でその他の者による命令若しくは行動、又は命令若しくは行為の不履行から起こった場合には、当該者はその違反について規定された処罰を受けなければならない。

第37条 第33条及び第36条における違反は和解することができる。

関税法 1926年 The Customs Act B.E. 2469 (1926)

第40条 税関での貨物の解放前に、輸入者は、税関に関する本法律その他の関連法律を遵守し、申請書を提出し、必要な関税を支払い、あるいは保証金を支払わなければならない。保証金については、局長の規定する規則に従うものとする。

局長に申請書が提出され、局長がその貨物を早急に解放する必要があると判断したとき、局長は自らの判断により、第一段落の規定に関わらずその貨物の解放に関する権限を有するが、局長の規定する条件に従って行わなければならない、さらに、もしその貨物に税金がかかる場合、局長の求める金額あるいはその税金と同額の保証金を支払わなければならない。

第 45 条 貨物の輸出の前に、輸出者は、税関に関する本法律その他の関連法律を遵守し、申請書を提出し、必要な関税を支払い、あるいは保証金を支払わなければならない。保証金については、局長の規定する規則に従うものとする。

局長に申請書が提出され、局長がその貨物を早急に輸出する必要があると判断したとき、局長は自らの判断により、第一段落の規定に関わらずその貨物の解放に関する権限を有するが、局長の規定する条件に従って行わなければならない、さらに、もしその貨物に税金がかかる場合、局長の求める金額あるいはその税金と同額の保証金を支払わなければならない。

第 27 条 何人も、タイ国から脱税品、禁制品あるいは税関を通関しない貨物を輸出入しようとした場合、あるいは当該貨物を輸出入した場合、あるいはいずれかの方法で輸出入することを幫助した場合、公的な権限なく船舶、波止場、倉庫、保管倉庫、秘密の隠し場所あるいは店から、当該のいずれかの貨物を取り除いたり又は取り除きを幫助した場合、あるいは当該のいずれかの貨物を停泊、保管、秘匿、秘匿を許可した場合、あるいは当該のいずれかの貨物をいずれかの方法で運んだり、移動した場合、あるいは当該のいずれかの貨物を、輸入、輸出、荷揚げ、倉庫保管、輸送に関する税関法やその他の関連するすべての法規に関して回避する場合、あるいは当該のいずれかの貨物の禁止や制限を回避した場合、その者は、当該貨物の支払うべき税金の 4 倍に相当する額の罰金を支払うか、もしくは 10 年を超えない懲役、又はその両方を科せられる。

第 7 条の 2 何人も、その貨物が脱税品、あるいは禁制品の輸入品であることを知りながら、それを隠匿、販売補助、廃棄補助、販売受け入れその他の行為を行った者は、当該貨物の支払うべき税金の 4 倍に相当する額の罰金を支払うか、もしくは 10 年を超えない懲役、又はその両方を科せられる。

輸出入法 1979 年 The Act of Export and Import of Goods into the Kingdom B.E. 2522 (1979)

第 5 条 経済の安定、公共の利益や健康、国家の機密、公共の秩序やその他国家の利益に必要である場合、商務省は、国会の承認を得て、以下の事案に関して官報で告示を設置する権限を有する。

- 〔1〕 輸出入禁止貨物の特定
- 〔2〕 輸出入のライセンスを必要とする貨物の特定

〔3〕 輸出入される貨物のカテゴリー、所結い、品質、基準、数量、大きさ、サイズ、重さ、価格、商号、サイン、商標、貨物の起源を特定

〔4〕 輸出入追加税の必要な輸出入貨物の特定

〔5〕 国際的合意あるいは貿易基準に基づき、原産地、数量あるいはその他の事柄に関する証明書を必要とする輸出入貨物の特定

〔6〕 本法に基づく輸出入の規則で規定されるその他の事項の特定

第一段落に基づく告示の変更あるいは撤廃は、第一段落に準じる。

第 16 条 税関法の規定、及び物品の検査及び密輸品の保護、検査、差し止め及び没収、侵害者の逮捕、訴訟についての税関係員の権限は、本法の輸出入法に準じる。

第 20 条 第 5 条(1)あるいは第 7 条第一段落に基づく禁制品を輸出あるいは輸入する者は、だれでも 10 年を超えない懲役あるいはその輸出入品の価格の 5 倍に相当する額の罰金を支払うか、その両方を科せられ、さらに貨物やその貨物の輸送や運搬に使用されたコンテナや乗り物も押収される。

違反者が逮捕された場合、裁判所は、検察官の告訴に従って、裁判所が押収したその貨物の販売額の手取り額の 30 パーセントを情報提供者に、20 パーセントを係員に褒賞として支払わなければならない。もしくは、何の押収物もなくあるいは押収物が売れなかった場合、褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない。

情報提供者がいなかった場合、裁判所が押収したその貨物の販売額の手取り額の 30 パーセントは、逮捕した係員に支払われるか、あるいは提出物が押収されなかったか又は売れなかった場合、その褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない。

逮捕に関わった情報提供者や係員が複数いた場合、褒賞は平等に分配されなければならない。押収物があるが侵害者が逮捕されなかった場合、外国貿易局の局長は、商務省の承認を得て、国に与えられる押収物の販売額の手取り額から、本条文で規定された率を超えない額の褒賞を支払う権限を有する。

偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年 (仏暦 2530 年) Regulation of Ministry of Commerce relating on the export and import of goods bearing a counterfeit or imitated trademark into the Kingdom B.E.2530

1987 年 10 月 14 日に交付された「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」は、タイ国内外を問わず正式に登録されている商標を偽造あるいは模倣した商標を付した貨物の輸出あるいは輸入を禁じている。

以上の告示の行使を確実にかつ効果的にするために、商務省は以下の規則を交付する。

第 1 項 本規則を「偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年」と称する。

第 2 項 本規則は 1988 年 1 月 21 日より施行される。

第 3 項 1987 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて商標の保護を求める者は、商標登録官の指定した書式の書類を商業局の特許・商標課に提出しなければならない。

第 4 項 第 3 項に基づく書類を受理した後、審査の担当官は、その商標権者の提出した証拠書類や、商標権者名、指定貨物名、商標に使用されている語句や図が記載されているリストから審査を行う。審査が終了した後、税関の担当官が以後審査を行うための情報を提出するべく商標登録官にその旨を通知しなければならない。

第 5 項 税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることが出来る。さらに、その申請人に対し、当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることが出来る。この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。

第 6 項 税関の担当官が、その輸出あるいは輸入貨物が偽造あるいは模倣商標を付しているか否かについて確定ができない場合、商標登録官に以下の証拠書類を添付して、その判断を商標登録官に委ねなければならない。

- (1) 保護申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官による審査に関する意見
- (3) 当該輸出あるいは輸入貨物のサンプル
- (4) 第 5 項に基づく申請人から得た書類のコピー

この場合において、商標登録官は、適当と考える追加の証拠を税関の担当官から求めることが出来る。

第 7 項 1987 年 10 月 14 日に交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて行使された後、裁判になった件について、商標登録官は当該告示第 6 項に基づく規定に従って決定をすることはできない。

第 8 項 本規則にしたがって、商業局局长ならびに税関局局长は責務を遂行しなければならない。

著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令 (第 1 集) 1993 年 (仏暦 2536 年)
Ministerial Regulation of Ministry of Commerce on the Prohibition of Export and Import Copyright Infringing Goods (Volume 1) B.E. 2536

1993 年 4 月 21 日における、他人の著作権を侵害して作成された、複製あるいは改変カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍あるいはその他の貨物の輸出入を禁じた「タイ王国への輸出入に関する商務省告示(第 94 集)1993 年 (仏暦 2536 年)」を遂行するため、商務省は以下の省令を発布する。

第 1 項 本省令を「著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令(第 1 集)1993 年(仏暦 2536 年)」と称する。

第 2 項 本省令は直ちに施行される。

第 3 項 本省令において、

「著作権」とは、著作者が創作した著作物に関するあらゆる排他的権利をいう。

「複製」とは、原創作物やその複製品の重要部分の全体あるいは一部を問わず、複写、模写、複製、鋳型作成、音声の録画、画像の録画あるいは音声及び画像を録画する行為をいう。

「改変」とは、新しい著作物を作り出すことなく、原創作物の重要部分の全体あるいは一部を問わず、変更、修正、模倣することをいう。

1. 文学著作物に関して、選択や脚色による翻訳、変更、収集を含む。
2. 演劇著作物に関して、元の言語が異なる言語であるかに関わらず、非演劇著作物を演劇著作物に変えること、またその逆の変更を含む。
3. 美術著作物に関し、原創作物を二次元又は三次元へ変更したり、あるいは原創作物の模型の製造を含む。
4. 音楽著作物に関して、歌詞やリズムの調整あるいは変更を含む。

第 4 項 本省令による輸出入を禁じられる貨物とは、本省令で定義される著作権者の複製あるいは改変著作物を意味する。

第 5 項 知的財産局は、本告示に基づく輸出入品に関わる手続きのために使用される証拠として、税関及び国際貿易局に、著作権者の所有する証拠及び情報を送らなければならない。もし、追加の証拠及び情報があった場合は、随時税関及び国際貿易局に送付しなければならない。

第 6 項 タイ国からの輸出の際、第 5 項に基づいて知的財産局が税関に通知したリストに基づく著作権侵害物品の輸出は禁じられるが、輸出業者がその著作権所有者か著作権者本人または代理人である場合は除く。

第 7 項 第 6 項に基づかない輸出品は、本告示に基づく禁じられた輸出品ではない。税関はそれらの貨物を解放しなければならない。

第 8 項 関係機関からの通知のない貨物や、著作権侵害であるとの明確な証拠のない貨物である場合、税関は、本告示に基づく禁じられた貨物でないことを根拠にその貨物を解放しなければならない。

第 9 項 外国貿易局の局長は、本省令について責務を遂行しなければならない。

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年(仏暦 2530 年) Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom B.E.2530 (1987)

正確でかつ需要に合致した貨物の輸出および輸入が国家の経済的な安定をもたらすために、タイ王国内の輸出入品法 1981 年第 5 条が定める効力により、商務大臣はここに告示を交付する。

第 1 項 この告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」と称する。

第 2 項 この告示は政府官報で告示後 90 日以降に効力を有する。

第 3 項 この告示において、「商標」とは、国内外を問わず、所有者がある 1 品目あるいは複数の品目において正式に登録し、商標登録官が税関に報告したリストにある商標をいう。本告示における「商標登録官」とは、特許・商標局、商業局長をも意味し、さらに商標局の局長が商標登録官として任命した者をも含む。

第 4 項 商標権者が第 5 項のもとに商標保護を申し立てたとき、偽造もしくは模倣商標をつけた貨物の輸出又は輸入は禁じられる。

第 5 項 自己の商標の保護を申し立てる者は、以下の行為を行わなければならない。

5.1 商標登録官が定める条件、原則、方法に従って証拠を提出するとともに商業局長の商標登録官に申し立てを行う。

5.2 自己の商標が偽造あるいは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関の担当官が輸出あるいは輸入者に貨物の引渡しを許可する前に、各回ごとに商標の検査を申請する。

第 6 項 税関の担当官が、その貨物が偽造あるいは模倣商標を付した輸出あるいは輸入貨物であると判断できなかった場合、税関の担当官は、その件の判断を商標登録官に任せ、商標登録官は、商標登録の原則に従って判断を行わなければならない。

第 7 項 以下の場合には、第 4 項を適用しないものとする。

7.1 個人旅行者が適当な量において持ちこみ、あるいは持ち出す個人用あるいは家庭用の貨物

7.2 個人旅行者が適当な量で持ち込み、あるいは持ち出す土産物品

第 8 項 本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 94 集)1993 年(仏暦 2536 年)Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 94) B.E.2536 (1993)

他人の著作権を侵害する輸出入品を規制し、タイの経済を安定させるため、「タイ王国の輸出入法 1979 年」第 5 条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

第 1 項 本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 94 集)1993 年」と称する。

第 2 項 本告示は政府官報の公示日の翌日から発効する。

第 3 項 本告示において、他人の著作権を侵害して作成された、複製あるいは改変力セットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータプログラム、書籍あるいはその他の貨物の輸出あるいは輸入を禁止する。

第 4 項 第 3 項については、妥当な数量でかつ非営利目的でない場合の、個人的な使用又は研究や学術のための使用の場合には適用されない。

第 5 項 本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 95 集)1993 年(仏暦 2536 年)Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 95) B.E.2536 (1993)

著作権関連貨物の輸出入を正確で合法に行い、タイの経済を安定させるために、「タイ王国の輸出入法 1979 年」第 5 条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

第 1 項 本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 95 集)1993 年」と称する。

第 2 項 本告示は政府官報の公示日から 90 日以降に発効する。

第 3 項 本告示の、

「複製」とは、原創作物やその複製品の重要部分の全体あるいは一部を問わず、複写、模写、複製、鋳型作成、音声の録画、画像の録画あるいは音声及び画像を録画する行為をいう。

「改変」とは、新しい著作物を作り出すことなく、原創作物の重要部分の全体あるいは一部を問わず、変更、修正、模倣することをいう。

第 4 項 著作権者あるいはライセンシーは、貨物が自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品である疑いについて妥当な根拠があれば、タイ王国からの輸出が承認される前又は輸入者に引き渡される前に、その都度差し止めと検査を請求することが出来る。

第一段落に基づく著作権者又はライセンシーは、法人の代表者、管理者あるいは代理人を含むものとする。

第一段落に基づく差し止めと検査は、税関極の定めた原則及び条件に従うものとする。

第 5 項 第 4 項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、税関の担当官は直ちに申請人、輸出業者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。

第 6 項 著作権者あるいはライセンシーは、自己の著作権貨物またはライセンスを受けたも

この貨物の複製品あるいは改造品を見つけた場合、その発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行い、かつ税関の担当官にその旨を届け出なければならない。

業務時間以外あるいは休日のために上記の 24 時間という期限内に税関に連絡できない場合、申請人は業務時間開始時間から 3 時間以内に税関の担当官に届け出なければならない。

第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンサーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、その貨物の輸出を承認するか、又は輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。

第 7 項 第 4 項に基づく貨物の差し止め及び検査申請人は、輸出入者の氏名及び住所、荷受人名、及び貨物の数量を知る権利を有する。

第 8 項 第 4 項に基づく貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンサーは、輸出業者、輸入者並びに税関に対して損害を与えた場合、いかなる責任も負わなければならない。

第 9 項 本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 96 集)1993 年(仏暦 2536 年)Notification of the Ministry of Commerce on the Exportation and Importation of Goods into the Kingdom (Volume 96) B.E.2536 (1993)

著作権侵害を検査し抑止するため、「タイ王国の輸出入法 1979 年」第 5 条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

第 1 項 本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 96 集)1993 年」と称する。

第 2 項 本告示は政府官報の公示日から発効する。

第 3 項 カセットテープ、ビデオテープ、CD の著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、許可を得なければならない。

第 4 項 第 3 項に基づく輸入許可は、商務省の規定する省令に従わなければならない。

第 5 項 本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

関税局告示第 28 号 1993 年(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)Notification of the Customs Department No. 28/2536 on Practices against goods Infringing Copyright

他人の著作権を侵害する貨物がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第 94 集及び第 95 集)1993 年に従って税関局の任務が的

確に行われるようにするため、関税局は以下の実施規則を交付する。

1. 著作権者あるいはそのライセンサーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。
 2. 著作権者あるいはそのライセンサーが、自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した輸出あるいは輸入貨物を見つけた場合、発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行い、さらに税関にもその旨を届けなければならない。
- 第一段落に基づく 24 時間という期限内に、業務時間以外あるいは休日のため上記の税関に連絡ができない場合、申請人は業務時間開始時間から 3 時間以内に税関の担当官にその旨を届け出なければならない。
- 第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンサーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、通常通り、その貨物の輸出を承認するか、又は輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。
3. もし申請人が、輸入者や輸出業者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その情報を与えなければならない。
 4. 貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンサーは、輸出業者、輸入者並びに税関に対して与えた如何なる損害に対しても、全責任を負わなければならない。
 5. 貨物の差し止め及び検査の結果、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であることが判明し、その輸出業者あるいは輸入者が他の抗弁を講じなかった場合、担当官は逮捕記録を作成し、規則に従って手続きを進めなければならない。
- 貨物の差し止め及び検査の結果、税関の担当官が、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であると判断せず、さらに輸出業者あるいは輸入者と申請人との間で意見の食い違いが生じている場合で、その申請人が引き続きその貨物の差し止めを求める場合、申請人が捜査官に対して訴えを起こし、さらに第 2 項に従って税関の担当官に速やかにその旨を届けなければならない。
6. 貨物差し止め申請書は、貨物ごとに輸入検査係、あるいは輸出検査係に提出されなければならない。中央税関並びに税関支局では、各々の最高責任者である税関長に提出されなければならない。差し止め申請書は本規則末尾に添付されているものを使用し、その申請書には家屋登記簿、身分証明書、会社登記簿、(もし必要な場合は)委任状、著作権者

あるいは知的財産局から承認されたライセンスであることを証明する証拠のコピーを貼付しなければならない。

本規則は 1993 年 7 月 26 日より効力を発する。

関税局一般指導第 2 号 1988 年（仏暦 2531 年）（追加税関規則 1987 年 第 20 章第 23 条第 1 項）The Customs Department's General Directive No. 2/2531 on the addendum to the code of customs practices B.E.2530 (1987) Chapter 20 Provisions 23 Clause 01

第 20 章第 23 条第 1 項

商標を偽造あるいは模倣している疑いのある場合の商標検査について

1. 輸入検査課、輸出検査課あるいは税関が、本規則に貼付されている書類 Kor Sor Kor 18 の提出によって商標検査の申請を受理した場合、税関の担当官は以下の手続きを進めなければならない。

1.1 申請人の申請書の詳細に加え、その申請人に申請をする権利があるかどうか、例えば管理人あるいはその商標権者、あるいは管理人や商標権者から委任された代理人であるかどうかを確認する。

1.2 その申請人が商標登録官から認定を受けた商標登録証書を示しているかどうか確認する。

前述の審査を行ううえで、知的財産局の商標登録官から提出された商標登録項目と、申請人からの証拠書類とを照らし合わせて審査が進められなければならない。さらに税関の担当官は、申請人に意見聴取を行い、自己の商標が偽造あるいは模倣されたと疑う根拠を明確に説明させる権限を有する。

2. 前述の 1.1 と 1.2 の手続きが終了した後、担当の課の担当官あるいは税関の担当官は、申請に応じてその申請者から通知を受けた模倣あるいは偽造商標を疑われる商標の検査をするため、担当官を派遣しなければならない。

3. 商標を検査する際、税関の担当官は申請人の前で検査を行い、検査が終了した場合、以下の手続きを進めなければならない。

3.1 税関の担当官がその商標が模倣あるいは偽造商標であるかどうか判断ができなかった場合、又申請書類 Kor Sor Kor 18 の最後のページに申請人が商標サンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている貨物を採取し、税関の担当官は、その貨物の見本に書式 133 の用紙を貼り付ける。さらに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、それらすべてを商標登録官に送付し、商標登録官に判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。

- (1) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
- (3) 輸出業者あるいは輸入者の貨物の見本

(4) 申請人からの書類のコピー

商標登録官が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出をしなければならない。

商標登録官からの決定を待つ間、税関の担当官はその貨物は差し止めなければならない。

3.2 その商標が模倣あるいは偽造商標であると決定された場合、その件は訴訟課へ手続きが進められる。

関税局一般指導第 27 号 1993 年 (仏暦 2536 年) (他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則) The Customs Department's General Directive No. 27/2536 on Practices against goods Infringing Copyright

他人の著作権を侵害する貨物がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 94 集及び第 95 集)1993 年に従って税関局の任務が的確に行われるようにするため、1926 年税関法第 3 条の規定に依拠し、他人の著作権を侵害する貨物に関する活動規定である税関活動規定 1987 年に第 202302 項を追加する。

1. 著作権者あるいはそのライセンサーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。

2. 税関の担当官は、関係者の前でその貨物の検査を行い、その結果を記録し、証拠として関係者全員に署名をさせなければならない。

3. もし申請人が輸入者や輸出業者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その要請に従って通知しなければならない。

4. 知的財産局が税関に対して通知した著作権に関する情報は、貨物の検査に関わる情報として、法務部と税関局のすべての局に通知されなければならない。

5. 差し止めと検査の申請に基づく検査により、その輸出あるいは輸入貨物が他人の著作権を侵害していることが判明した場合、担当官は、タイに不正品を輸入しようとしたか、あるいは不正品を国外に輸出しようとしたという罪状をそれぞれの場合に応じて記録し、規則に従って事件としてその後の手続きを送らなければならない。

税関の担当官が、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であるかどうか判断ができなかった場合、又は、申請書類の最後のページに申請人がサンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている貨物を採取し、さ

らに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、知的財産局に送付し、その件についての判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。

- (1) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
- (3) 輸出業者あるいは輸入者の貨物の見本
- (4) 申請人からの書類のコピー

知的財産局が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出をしなければならない。

本命令は、1993年7月26日より効力を有する。

(2) マレーシア

商標法

第 70D 条 偽造商標商品の輸入についての制限 [法律 A1078 による挿入]

(1) 何人も、次のことを明記した申請書を登録官に提出することができる。

(a) その者がある登録商標の所有者又は当該申請書提出の権限を与えられている所有者の代理人であること

(b) 当該申請書に特定された時と場所において、当該登録商標に関し偽造商標商品である商品が取引目的で輸入されようとしていること、及び

(c) その者は当該輸入に異議を申し立てること

(2) (1)に基づく申請書には、その裏付けとして、権限ある公務員が当該偽造商標商品を特定するための当該商品に関する書類その他の情報を添付すると共に、所定の手数料を納付しなければならない。

(3) (1)に基づく申請書を受領したときは、登録官は、その申請に対する決定を行ない、当該申請を承認するか否かを合理的な期間内に申請人に通知するものとする。

(4) (3)に基づく合理的な期間を判断するに際し、登録官は、当該申請に関係する一切の事情を考慮するものとする。

(5) (3)に基づく承認は、当該承認が与えられた日から 60 日が経過するまで効力を持続する。ただし、その期間が満了する前に申請人が登録官に対し書面で当該申請を取り下げた場合はこの限りでない。

(6) 本条に基づいて承認が与えられ、かつ、それが失効せず又は取り下げられることもない場合は、当該偽造商標商品のマレーシアへの輸入は、当該承認において指定された期間中禁止される。

(7) 登録官は、(3)に基づく承認を与えたときは直ちに、権限ある公務員に対してその旨を通知するために必要な措置を取るものとする。

(8) 権限ある公務員が登録官からの通知を受けた場合は、当該公務員は、その通知において特定された商品(通過商品は除く。)を何人かが輸入することを禁止するために必要な措置を取るものとし、また当該商品を押収し、かつ、留置する。

第 70E 条 担保 [法律 A1078 による挿入]

(1) 登録官は、第 70D 条に基づく承認を与えた場合は、次に掲げることのために十分であると判断する担保を自己に提供するよう申請人に求めるものとする。

(a) 商品押収の結果として政府が負担することのある債務又は費用についての政府への弁済

(b) 濫用の防止と輸入者の保護、又は

(c) この部に基づき裁判所から命じられることのある補償の支払

第 70F 条 押収商品の安全な保管 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 押収した商品は、登録官が指示し又は権限ある公務員が適当と判断する安全な場所に保管されるものとする。
- (2) 押収商品が権限ある公務員の指示により保管される場合は、当該公務員は、押収商品の所在を登録官に通知するものとする。

第 70G 条 通知 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 第 70D 条に基づいて商品が押収された後合理的観点からできる限り速やかに、当該権限ある公務員は、登録官、輸入者及び申請人に対して、直接又は書留郵便により、対象の商品、それらが押収されたこと及びそれらの所在について、書面で通知するものとする。
- (2) (1)に基づく通知には、申請人が通知日から起算した特定の期間内に当該商品に関して侵害訴訟を提起しない限り、当該商品は輸入者に引き渡される旨も記載されるものとする。
- (3) 通知の受領時に申請人が既に侵害訴訟を提起している場合は、申請人はその旨を登録官に通知しなければならない。
- (4) 申請人は、通知において指定された期間(当初期間)が満了する前に登録官に書面で通知することにより、その期間の延長を請求することができる。
- (5) (6)に従うことを条件として、
 - (a) (4)に従って請求がなされ、かつ
 - (b) 登録官が請求を認めるのが合理的であることに納得する場合は、登録官は、当初期間を延長することができる。
- (6) (4)に従ってなされた請求に対する決定は、その請求後 2 就業日以内になされるものとする。ただし、かかる決定は、当該請求が関係する当初期間の満了後には行うことができない。

第 70H 条 押収商品の検査、引渡し等 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 登録官は、申請人又は輸入者が必要な約束を行うことを条件として、それらの者に対し押収商品の検査を許可することができる。
- (2) (1)にいう約束とは、それらの者が書面により次のことを約束することを意味する。
 - (a) 登録官が承認する特定の時に押収商品の見本を登録官に返還すること、及び
 - (b) 見本の損傷を防止するために合理的な注意を払うこと
- (3) 申請人が必要な約束を行った場合は、登録官は、自己の保管する押収商品の見本を申請人が検査のために持ち出すことを許可することができる。
- (4) 輸入者が必要な約束を行った場合は、登録官は、自己の保管する押収商品の見本を輸入者が検査のために持ち出すことを許可することができる。
- (5) 登録官が本条に基づいて申請人による押収商品の検査又は見本の持出しを許可した場

合は、登録官は、次の何れかにより輸入者が被ることがある如何なる損失又は損害についても、輸入者に対して責任を負わない。

- (a) 検査中に押収商品に発生する損害、又は
- (b) 登録官が保管する押収商品から持ち出された見本に対して若しくは関して申請人又はその他の者が行う行為、又は当該見本を申請人若しくはその他の者が使用すること

第 70I 条 同意に基づく押収商品の没収 [法律 A1078 による挿入]

- (1) (2)に従うことを条件として、輸入者は、登録官に書面で通知することにより、押収商品の没収に同意することができる。
- (2) 当該通知は、押収商品に関する侵害訴訟が提起される前にしなければならない。
- (3) 輸入者がかかる通知を行った場合、押収商品は政府に没収され、この部に基づき制定された規則の定めるところにより処分されるものとする。

第 70J 条 押収商品の輸入者への義務的引渡し [法律 A1078 による挿入]

- (1) 次の場合、登録官は、押収商品を、留置期間満了時に輸入者に引き渡さなければならない。
 - (a) 申請人が、押収商品に関して侵害訴訟を提起していない場合、及び
 - (b) 侵害訴訟が提起された旨を書面により登録官に通知していない場合
- (2) 次の場合、登録官は、押収商品を輸入者に引き渡さなければならない。
 - (a) 押収商品に関して侵害訴訟が提起されており、かつ、
 - (b) 当該侵害訴訟が提起された日から起算して 30 日の期間が経過した時点において、それが提起された裁判所により当該商品の引渡しを禁じる命令が発せられていない場合
- (3) 申請人が、押収商品の引渡しに同意する旨を書面により登録官に通知した場合は、登録官は、当該商品を輸入者に引き渡すものとする。

第 70K 条 訴訟不提起による賠償 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 第 70D 条に基づいてなされた申請に従って商品が押収されたが、申請人が留置期間内に侵害訴訟を提起しない場合は、押収により被害を被った者は、申請人に対して損害賠償命令を発するよう裁判所に申し立てることができる。
- (2) 被害者が商品押収の結果として損失又は損害を被ったことを裁判所が認定した場合は、裁判所は、その適当と判断する金額を被害者に賠償するよう申請人に命じることができる。

第 70L 条 登録商標の侵害に対する訴訟 [法律 A1078 による挿入；法律 A1138 による改正]

- (1) 申請人が侵害訴訟を提起した場合は、裁判所は、付与の可能性のある何らかの救済に加えて次のことを命じることができる。
 - (a) 裁判所が適当と判断する条件(あれば)に従って押収商品は輸入者に引き渡されるべきこ

と

- (b) 押収商品は、指定期間が経過するまでは輸入者に引き渡されるべきでないこと、又は
- (c) 押収商品は没収されるべきこと
- (2) 登録官又は権限ある公務員は、侵害訴訟の審理において聴聞を受ける機会を保証される。
- (3) 裁判所は、登録官又は何れかの当局が他の法律に基づいて押収商品を管理することを要求されており又は許容されていると認める場合は、(1)(a)に基づく命令を発することができない。
- (4) 登録官は、(1)に基づいて発せられた命令に従わなければならない。
- (5) 次の場合は、裁判所は、申請人に対して、裁判所が適当と判断する金額を被告に賠償するよう命じることができる。
 - (a) 当該訴訟が棄却され若しくは取り下げられた場合、又は関係する登録商標は押収商品の輸入によって侵害されてはいなかったと裁判所が判断し、かつ
 - (b) 当該訴訟の被告が、商品押収の結果として損失又は損害を被ったことを裁判所に認めさせた場合

第 70M 条 没収を命じられた押収商品の処分 [法律 A1078 による挿入；法律 A1138 による改正]

押収した商品が没収されるべきことを裁判所が命じた場合は、当該商品は、裁判所が指示する方法で処分されるものとする。

第 70N 条 担保の不足 [法律 A1078 による挿入]

- (1) この部に基づく登録官の措置又はこの部に基づく裁判所の命令に従って取られた措置に関して登録官が適正に負担した合理的な費用が、第 70E 条に基づいて提供された担保の金額を超えた場合は、その超過額は、登録官に対する債務になるものとする。
- (2) (1)による債務は、申請人の負担となり、申請人が 2 以上である場合は、すべての申請人が連帯して負担する。

第 70O 条 職権による措置 [法律 A1078 による挿入]

- (1) 権限ある公務員は、自己の得た一応の証拠に基づいて偽造商標商品と認められる商品を留置し又はその商品の引渡しを留保することができる。
- (2) 当該押収商品が留置された場合は、権限ある公務員は、
 - (a) 登録官、輸入者及び関係商標の所有者にこれを通知するものとし、かつ、
 - (b) いつでも、関係商標の所有者に対して、自己の権限を行使する上で役に立つ情報を求めることができる。
- (3) 第 70I 条に従うことを条件として、輸入者は、(1)に基づく商品の留置又は商品の引渡し留保に対して上訴することができる。

(4) 権限ある公務員は、(1)に基づく行為を誠実に行った場合は、その責任を問われない。

商標規則 第 XIVA 部 輸入規制

規則 83A 偽造商標商品の輸入の差止

(1) 偽造商標商品のマレーシア国内への輸入の差止を求める商標所有者又は当該請求を提出する権限を有する代理人による商標法第 70D 条に基づく登録官への請求は、所定の手数料を納付し、様式 TM30 の書面を提出してなされるものとする。この場合、宣誓供述書 1 通及び請求書 5 通を提出しなければならない。

(2) 請求は各商標毎になされなければならない、かつ、偽造商標商品が輸入されようとしている日、時及び場所を明記しなければならない。

(3) (1)において要求される宣誓供述書には、請求人は偽造された商標の所有者又は当該請求を提出する権限を有する代理人であること、当該商標の登録番号、商標の表示、当該商標についての請求人の利害関係(あれば)が述べられなければならない。

1987 年著作権（輸入禁止通報）規則

3. 通報

(1) 通報は Schedule に定められた様式で提出されなければならない。(略)

Schedule (Part I)

管理官殿

私(達)(氏名)は別添に示す作品の著作権者であり、マレーシア国外からの(期間)の輸入は権利侵害品として扱われることを要請する。氏名・日時

作品の名前 / 作品の説明 /

作家名 / 作家の居住地、生存、作品の発表年月日

マレーシアでの発表年月日

Schedule (Part II)

私(達)(氏名)は別添に示す作品の著作権者であり、(期間)の間、(場所)港または空港にまさに輸入されようとしている次のコピーは輸入を禁じられた侵害品であるよう取り扱うことを要請する。

(3) インドネシア

商標法 2001 年 8 月 1 日法律第 15 号 (Law No. 15 of 2001 Regarding Trademark)

裁判所手続きに関する規定

第 XII 章 裁判所の仮決定

第 85 条

十分な証拠に基づいて、権利を侵された者は商務裁判所裁判官に、次に関する仮決定の発出を請求することができる。

- (a) 標章侵害行為に関連する商品が流通することの防止
- (b) 当該標章侵害に関連する証拠の保全

第 86 条

(1) 仮決定の請求は、次の要件に従って、商務裁判所に書面で行われる。

- (a) 標章所有者であることの証拠を添付する。
 - (b) 標章侵害の発生に関する強い虞があるという証拠を添付する。
 - (c) 証明のために要求され、捜し求められ、収集され及び保全された証拠品及び / 又は証拠文献について明確に申し立てる。
 - (d) 標章を侵害したと思われる者が、容易に証拠を隠滅する虞があることを申し立てる。
 - (e) 現金又は銀行小切手により保証金の支払をする。
- (2) 第 85 条にいう仮決定がなされた場合、商務裁判所は、その措置を受ける当事者に通知して、意見陳述の機会を与える。

第 87 条

商務裁判所が仮決定を発した場合、当該紛争を審理した商務裁判所裁判官は第 85 条にいう仮処分を変更するか、取り消すか、是認するかの決定を、当該仮決定の日から遅くとも 30 日以内にしなければならない。

第 88 条

- (a) 仮決定が是認された場合、既に支払われた保証金は、決定を求めた当事者に返還され、当該当事者は第 76 条にいう訴訟を提起することができる。
- (b) 仮決定が取り消された場合、既に支払われた保証金は、仮決定に対する補償として、措置を受けた当事者に与えられる。

商標法 第 XIII 章 捜査 (investigation)

第 89 条

- (1) インドネシア共和国国家警察の捜査官の他に、総局の特定の公務員に、標章分野 (field of marks) における犯罪捜査を行うために刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号にいう捜査官としての特別な権限が与えられる。
- (2) (1)にいう文民捜査官は、次に掲げる権限を有する。

- (a) 標章分野における犯罪行為にかかる報告又は情報の信憑性に関する捜査を行うこと
 - (b) 標章分野における犯罪行為をした疑いのある個人又は法人に対して捜査を行うこと
 - (c) 標章分野における犯罪行為に関連して個人又は法人から情報及び証拠物件を収集すること
 - (d) 標章分野における犯罪行為に関連する帳簿，記録その他の書類の検査を行うこと
 - (e) 証拠物件，帳簿，記録その他の書類が存在する疑いのある特定の場所において捜査を行い，かつ，標章分野における刑事訴訟において証拠として使用できる侵害の素材及び商品を押収すること
 - (f) 標章分野における犯罪行為の捜査任務を遂行する範囲において専門家の支援を求めること
- (3) (1)にいう文民捜査官は，インドネシア共和国国家警察の捜査官に対して捜査の開始及びその捜査の結果を通知する。
- (4) (1)にいう文民捜査官は，刑事訴訟法に関する 1981 年法律第 8 号第 107 条の規定に留意して，インドネシア共和国警察の捜査官を通じて公訴官にその捜査の結果を送致する。
- * インドネシア著作権法第 XII 章（捜査）第 71 条における捜査官に関する規定もほぼ同様の内容となっている。

著作権法 2002 年 7 月 29 日法律第 19 号 (Law No. 19 of 2002 Regarding Copyrights)

Chapter XI. Provisional Decision by the Court

Article 67

Upon a request from the party who might have suffered a loss, the Commercial Court may immediately issue a provisional decision that is effective:

- a. to prevent the continuation of infringement on Copyright, particularly to prevent the entry of products allegedly infringing the Copyright or Related Rights into the trade channel, including importation;
- b. to keep the evidence relating the infringement of Copyright or Related Rights in order to prevent the elimination of evidence;
- c. to request the party who might have suffered a loss to provide evidence that the party is truly entitled to the Copyright or Related Rights and that such rights are being infringed.

Article 68

Where a provisional decision by the Court has been issued, the parties concerned shall be notified thereof, including the right to be heard for parties affected by the decision.

Article 69

(1) In the event the judge at the Commercial Court has issued a provisional decision, he shall decide whether to amend, cancel or reaffirm the decision as referred to in Article 67 items a and b within the period of 30 (thirty) days at the latest as of the date of issuance of the relevant provisional

decision.

(2) If within the period of 30 (thirty) days the judge has not implemented the provisions as referred to in paragraph (1), the provisional decision of the court shall not have any legal force.

関税法 1995 年法律第 10 号第 10 章 53-46 条 (Law No. 10 of 1995 Regarding Customs)

54 条

商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠に基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

62 条

輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

(4) フィリピン

知的財産法 共和国法第 8293 号 The Intellectual Property Code (RA No. 8293)

第 2 部 特許に関する法律

第 71 条 特許により与えられる権利

71.1 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合は、許諾を得ていない者による当該物の生産、使用、販売の申出、販売又は輸入を止めさせ、妨げ又は防止する権利

(b) 特許の対象が方法である場合は、許諾を得ていない者による当該方法の使用並びに当該方法により直接的に又は間接的に得られる物の製造、取扱、使用、販売若しくは販売の申出又は輸入を止めさせ、防止し又は妨げる権利

71.2 特許権者は、また、その特許を譲渡し又は承継により移転する権利及びその特許についてライセンス許諾契約を締結する権利を有する。

第 76 条 侵害に対する民事訴訟

76.1 特許権者の許諾を得ていない特許を受けた物若しくは特許を受けた方法により直接的に若しくは間接的に得られた物の生産、使用、販売の申出、販売若しくは輸入又は特許を受けた方法の使用は、特許の侵害である。

76.2 権利を侵害されている特許権者又は当該特許発明における若しくはその発明に対する権利、所有権若しくは利害関係を有する者は、侵害によって受けた損害及び弁護士費用その他の訴訟費用の侵害者による弁償並びに自己の権利の保護のための差止を求めて管轄裁判所に民事訴訟を提起することができる。

76.3 損害賠償が不適切であるか又は合理的な確かさで容易に確かめることができないものである場合は、裁判所は、妥当な実施料に等しい額を損害賠償として裁定することができる。

76.4 裁判所は、事案に応じて、実際に受けた損害として認定した額を超える額で損害賠償を裁定することができる。ただし、裁定は、実際の損害の額の 3 倍を超えないものとする。

76.5 裁判所は、裁量により、侵害物並びに侵害において主に使用される材料及び装置を流通経路から除外するか又は廃棄することを、補償することなく命じることができる。

76.6 特許の侵害を積極的に誘発するか又は特許発明の侵害のために特に使われるものであり、かつ実質的に侵害しない使用には適さないものであることを知りながら特許を受けた物若しくは特許を受けた方法により製造される物の部品を侵害者に積極的に提供する者は、寄与侵害者として法律上の責任を有し、かつ侵害者とともに共同して及び別個に法律上の責任を有するものとする。

第 3 部 商標、サ - ビス・マ - ク及び商号に関する法律

第 147 条 与えられる権利

147.1 登録された標章の権利者は、その同意を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識又は容器を商業上使用することの結果として混同を生じさせる虞がある場合は、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせる虞があるものと推定される。

147.2 123.1(e)に定義されているように広く認識されており、かつフィリピンにおいて登録されている標章の権利者の排他的権利は、当該登録された標章に係る商品及びサービスと類似していない商品及びサービスにも及ぶものとする。ただし、当該類似していない商品及びサービスについての当該登録された標章の使用が、当該類似していない商品及びサービスと当該登録された標章の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該登録された標章の利益が当該使用により害される虞がある場合に限る。

第 155 条 救済；侵害

何人も、登録標章の権利者の承諾を得ないで次の行為をした場合は、次条以下に規定する救済のため、侵害についての権利者による民事訴訟において責任を負わなければならない。

155.1 使用することによって混同を生じさせ、錯誤を生じさせ若しくは欺瞞する虞がある商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布、宣伝その他販売を行うために必要な準備段階に関連して、登録標章の複製、模造、模倣若しくは紛らわしい模倣若しくは同一の容器又はそれらの主要な特徴を商業上使用すること。

155.2 登録標章又はその主要な特徴を複製し、模造し、模倣し又は紛らわしく模倣し、かつ、使用することによって混同を生じさせ、錯誤を生じさせ又は欺瞞する虞がある商品又はサービスの販売、販売の申出、頒布又は宣伝に関連して、商業上使用するための貼紙、標識、印刷物、包装用容器、包装紙、貯蔵用容器又は宣伝に、そのような複製、模造、模倣又は紛らわしい模倣を適用すること。ただし、当該侵害する物を使用した商品又はサービスの実際の販売があったか否かに拘らず、本項又は前項にいう行為がなされた時に侵害が生じたものとする。

第 156 条 訴訟並びに侵害に対する損害賠償及び差止

156.1 登録標章の権利者は、その権利を侵害した者に損害を賠償させることができる。受けた損害の大きさは、被告が原告の権利を侵害しなかったならば原告が得たであろう合理的な利益又は被告が侵害によって実際に得た利益の何れかとし、損害の大きさが妥当な確かさをもって容易には確定できない場合は、裁判所は、損害賠償として、被告の総売上高又は原告の権利の侵害において当該標章若しくは商号が使用された営業の価値に基づく妥当な割合を裁定することができる。

156.2 裁判所は、原告の請求に基づき、訴訟の係属中において、販売送り状その他の販売の証拠となる文書を押収することができる。

156.3 公衆を誤認させ又は原告から詐取する実際の意図が立証された場合は、裁判所は、裁

量により、損害賠償額を2倍にすることができる。

156.4 原告は、適切な立証をすることにより、差止め認められることができる。

第157条 侵害物品の廃棄を命じる裁判所の権限

157.1 裁判所は、本法のもとで提起された訴訟において、登録標章の権利者の権利の侵害が立証された場合は、如何なる補償もすることなく、侵害していると認定された商品を権利者に対して損害が生じることを避ける方法で流通経路の外に置くか又は破棄することを命じることができる。さらに、被告の所有する当該登録章若しくは登録商号若しくはそれらの複製、模造、模倣若しくは紛らわしい模倣を付した貼紙、標識、印刷物、包装用容器、包装紙、貯蔵用容器若しくは宣伝、又はそれらを製造するための図版、鋳型、母型その他の手段は、没収され、かつ破棄される。

157.2 模造商品については、当該模造商品を流通経路に置くことを認めるものとして規則に定める特別の場合を除き、貼付された当該商標を単に除去するのみでは十分でないものとする。

第168条 不正競争、権利、規則及び救済

168.1 登録標章が使用されているか否かに拘らず、公衆に対して自己の製造し若しくは取り扱う商品、自己の事業又はサ - ビスを他人のそれらから区別して特定している者は、当該商品、事業又はサ - ビスの信用において所有権を有し、この所有権は、他の所有権と同一の方法で保護される。

168.2 欺瞞その他善意に反する手段を用いることにより、自己の製造し若しくは取り扱う商品、自己の事業若しくはサ - ビスを信用を確立している他人のものと偽り、又はそのような結果を生じさせることを意図した行為を行う者は、不正競争の罪を犯したものとし、その訴訟において責任を負わなければならない。

168.3 特に、如何なる場合においても不正競争に対する保護の範囲を制限することなく、次に該当する者は、不正競争の罪を犯したものとみなす。

(a) 自己の販売する商品の商品自体、その商品を入れる容器の包装紙又はそれらに付す図案若しくは語その他の外観上の特徴に、当該商品が実際の製造者若しくは販売者以外の者の商品であると購入者に思わせるように影響する虞がある他の製造者若しくは販売者の商品の概略の外観を与え、又はそのような目的をもって公衆を欺瞞し、かつ他人からその者の正当な取引を詐取し、後の販売者から当該商品を詐取し、若しくは販売店から当該商品の販売に携わる販売者を詐取するような外観を自己の商品に与える者

(b) ある特定のサ - ビスを提供している他人のそのサ - ビスを自己が提供しているものと公衆に誤って信用させることを意図した術策、策略その他の手段を用いる者

(c) 取引の場において虚偽の陳述をし、又は他人の商品、事業若しくはサ - ビスの信用を傷付けることを意図するような性質の善意に反するその他の行為を行う者

168.4 第156条、第157条及び第161条に規定する救済は、これを準用する。

第169条 原産地の虚偽表示；虚偽の説明又は表現

169.1 商品，サ - ビス若しくは商品の容器に又はそれらに関連して，単語，術語，名称，記号，図案，それらの組合わせ，原産地の虚偽表示，又は事実に関する虚偽の若しくは誤認を生じさせる記述若しくは表現であって次に該当するものを商業上使用する者は，その使用によって損害を受ける虞がある者による，第 156 条及び第 157 条に規定する損害賠償及び差止のための民事訴訟において，責任を負わなければならない。

(a) 自己の他人との関係若しくは関連性について，又は原産地，保証若しくは自己の商品，サ - ビス若しくは商業活動の他人による承認について，混同を生じさせ，誤認を生じさせ又は欺瞞する虞があるもの

(b) 商業上の広告又は販売促進において，自己の又は他人の商品，サ - ビス又は商業活動の性質，特性，質又は地理的原産地を偽って説明するもの

169.2 本条の規定に反して標章を付し又は貼紙を貼付した商品は，これをフィリピンに輸入し又はフィリピンの税関で通関を許可することができない。本条の規定により税関で通関を拒否された商品の所有者，輸入者又は引受人は，通関を拒否され又は押収された商品について，関税収入法の規定により償還の請求をし又は本法に定める救済を請求することができる。

第 170 条 罰則

第 155 条，第 168 条及び 169.1 にいう行為を行ったことにより有罪とされた者は，法による民事上及び行政上の制裁とは別に，2 年以上 5 年以下の懲役及び 5 万ペソ以上 20 万ペソ以下の罰金に処する。

第 4 部 著作権に関する法律

第 216 条 侵害に対する救済

216.1 本法の規定により保護される権利を侵害する者は，次のことに対して応じる責任があるものとする。

(a) その侵害を止めさせる差止命令。裁判所は，特に，侵害に係る輸入商品の取引の場への持込を防止するために，その商品の税関手続の直後に，被告に対して，侵害を止めることを命令することもできる。

(b) 著作権者，その譲受人又はその相続人に対して，法的費用その他の支出を含み，それらの者が侵害により蒙った実際の損害，及び侵害者が侵害により得た利益を支払うこと利益を立証するに当たっては，原告は販売の事実を立証することのみ要求され，被告が要した費用の詳細を立証することを要求される。又は，実際の損害及び利益に代えて，裁判所にとって相応と認められ，かつ罰金とはみなされない損害賠償を支払うこと

(c) 訴訟の係属の間における押収のために，裁判所が定める条件で，販売送り状その他販売を立証する文書，著作権を侵害すると申し立てられた物品及びその包装，並びにそれら物品を製作する器具を，宣誓して引き渡すこと

(d) 裁判所の命令に従い，補償しないで破棄するため，侵害する複製物又は装置，及び図版，

鋳型その他侵害する複製物を製作する手段を、宣誓して引き渡すこと

(e) 刑事訴訟において無罪宣告があった場合であっても、裁判所が適切であり、賢明であり、かつ衡平であるとみなすことができる教訓的かつ見せしめの損害賠償の支払、及び著作物を侵害する複製物の廃棄を含む、その他の条件

216.2 侵害訴訟においては、裁判所は、裁判手続において証拠として役立つことができる物品の差押及び押収を命令する権限をも有する。

第 217 条 刑事罰

217.1 第 4 部の規定により与えられる権利を侵害し、又はその侵害を補助若しくは教唆する者は、次により処罰されるものとする。

(a) 初犯については、1 年以上 3 年以下の懲役に加えて 5 万ペソ以上 15 万ペソ以下の罰金

(b) 再犯については、3 年 1 日以上 6 年以下の懲役に加えて 15 万ペソ以上 50 万ペソ以下の罰金

(c) 3 回目以上の犯行については、6 年 1 日以上 9 年以下の懲役に加えて 50 万ペソ以上 150 万ペソ以下の罰金

(d) すべての場合において、支払不能である場合は、追加の懲役

217.2 懲役の年数及び罰金の額を決定するに当たっては、裁判所は、被告が生産又は製造した侵害物、及び著作権者が侵害により蒙った損害の額を考慮するものとする。

217.3 著作権の存続中に、自己の所有する物品が次の行為のために著作物を侵害する複製物であることを知り又は当然知るべきである者は、有罪判決に基づいて、217.1 にいう懲役及び罰金に処せられるものとする。

(a) 当該物品を、販売し、賃貸し、若しくは取引により提供し、又は販売若しくは賃貸のために陳列すること

(b) 当該物品を、取引のため又はその他の目的のために、当該著作物の著作権者の権利を害する程度に頒布すること

(c) 当該物品を取引のために公に展示すること

フィリピン関税法 The Tariff and Customs Code of the Philippines: TCCP

< 罰則規定 >

Section 3601 不法輸入 - 虚偽的（詐欺的）手法によるフィリピン国内への違法物品の輸入・持ち込み、もしくはその補助、あるいはそのような違法物品の授受、隠匿、売買、または輸入後にそれが違法に輸入されたこと知りながら運送、隠蔽、販売に関わった者は、密輸の罪により以下の通り罰せられる。

1. この規約で規定された手法に基づき決定された、当該違法輸入物品の関税・租税を含む鑑定価値が 25 ペソ未満 (do not exceed) の場合、50 ペソ以上 200 ペソ未満の罰金、及び 5 日以上 20 日未満の懲役に処する。

2. この規約で規定された手法に基づき決定された、当該違法輸入物品の関税・租税を含む鑑定価値が 25 ペソ以上 50,000 ペソ未満の場合、800 ペソ以上 5000 ペソ未満の罰金、及び 6 ヶ月と一日以上 4 年未満の懲役に処する。

3. この規約で規定された手法に基づき決定された、当該違法輸入物品の関税・租税を含む鑑定価値が 50,000 ペソ以上 150,000 ペソ未満の場合、6000 ペソ以上 8000 ペソ未満の罰金、及び 5 年と一日以上 8 年未満の懲役に処する。

4. この規約で規定された手法に基づき決定された、当該違法輸入物品の関税・租税を含む鑑定価値が 150,000 ペソ以上の場合、8000 ペソ以上 10,000 ペソ未満の罰金、及び 8 年と一日以上 12 年未満の懲役に処する。

5. 違法輸入に際して深刻な傷害罪があった場合は懲役刑、殺人罪があったときは終身刑を科す。

上記の罰則を適用する際、犯罪者が外国人で且つ死刑を宣告 (prescribe) されない場合は、判決を受けた後、追加手続なくして国外追放とする。犯罪者が官吏または政府職員の場合は、上記規定のうち最も重い罰則を科すとともに、公職に携わる権利、選挙権、被選挙権を恒久的に剥奪する。

本条項の侵害に関する公判においては、被告が問題の物品について所有権を有すると認められる場合、裁判所を納得させるに足る説明をしない限りは、それをもって有罪とするに十分な証拠とみなす。逮捕後に課された税金を支払うことは、この条項に基づく起訴において被告側に有利に働くものではない。

税関行政命令第 6 号 2002 年 Customs Administrative Order No.6-2002

題目：税関による水際取締に関する税関行政命令(CAO)7-93 の改正を目的とする、共和国法 8293 (R.A.8293) 即ちフィリピン知的財産権法 (IP コード) における TRIPS 協定関連条項 51 条 ~ 60 条の施行ルール及び規則

IP コードに関連して改正されたフィリピン関税法第 608 条に従い、以下のルール及び規則が規定される。

I.目的

1. 法に定める全ての知的財産権の侵害にあたる貨物または製品の輸入を禁止する法律について、その意義を明らかにし、実効性を与える。
2. TRIPS 協定において明確に規定された特別水際管理に関する国際基準に準じて CAO7-93 を強化し、禁制品の国内への流入を防止する。
3. IP コード及びその他関連法によって輸入を禁止されている貨物の取扱い及び処理を促進するための行政ガイドラインの設置。

4. IP コード及びその他関連法に反する著作権侵害行為、模造行為の取り締まり強化に向けた政府、とりわけ税務局の真剣な取組み姿勢を知らしめる。

II. 行政規則

A. 用語の定義

1. 「知的財産権」は以下のものを含む

- 1.1 著作権及び関連する権利
- 1.2 商標及びサービスマーク
- 1.3 地理的表示
- 1.4 発明特許、実用新案、工業意匠
- 1.5 集積回路のレイアウト・デザイン
- 1.6 非公開情報の保護

(以下、まとめて IPR と呼ぶ)

2. 本命令 (Order) における「侵害物品 (infringing goods)」とは、IP Code 及び関連法に反して輸入された物品を指す。

3. 「マーク (標章)」とは、ある企業の商品の識別 (商標) またはサービスの識別 (サービスマーク) を可能とする全ての可視標識であり、刻印または標章をつけた商品の包装容器も含む。

4. 「団体標章 (collective mark)」とは登録出願において示され、出所その他の共通の特性を識別可能とする可視標識であり、登録された団体標章の権利者の管理のもとでそれを使用する個々の企業の商品やサービスの質も含む。

5. 「商号」とはある企業を特定または識別する名称または表示を意味する。

6. 「著作物」とは発表の有無に係らず、IP Code 172 条及び 173 条で示す全ての作品を含む。

7. 「特許発明」とは、人間のあらゆる活動分野における問題の新たな技術的解決方法に関するもので、進歩性が認められ、産業利用できるものとする。生産物、生産方法またはその改良に関するもので、知的財産省によって正当に特許を認められた微生物及び、非生物学的(非生物工学的)、微生物学的 (微生物工学的) 方法も含む。

8. 「実用新案」とは、器械、道具、工業製品もしくはその一部についての新たな考案で、発明のように高度である必要はないが、その形状、配置、構成、組合せにより実用性が認められるものである。

9. 「工業意匠」とは、線や色彩から成る構図又は、線や色彩との関連性の有無は問わない三次元の形状であり、工業製品又は手工芸品に対し特別な概観を与え、パターンとして機能するものである。

10. 「レイアウトデザイン」とは「Topography (回路配置)」と同義であり、表現の如何を問わず、集積回路の少なくとも一つの能動素子を含む素子及び結線の一部もしくは全部の三

次元的配置、または製作が意図されている集積回路の三次元的配置のことである。

11. 「地理的表示」とは、ある商品に与えられた品質、評判又はその他の特性は基本的にその原産地に起因するものとして、商品がある国の領土またはその一定地域（属地？）を原産とすることを特定する表示である。

B. 禁止の対象となるもの

1. IP Code に従い知的財産省（IPO）によって登録された商標又は商号を、登録者又はその正式な代理人の承諾や同意なくして複製もしくは活用するもの。
2. 所轄官庁によって定められた周知商標を、権利保有者又はその正式な代理人の承諾や同意なくして複製もしくは活用するもの。
3. 登録されているか否かを問わず、商標を持つ商品との間で、不公正な競争があると司法上決定されたもの。
4. 発表されているか否かを問わず、著作権の存在する作品の複製または類似品を構成するもの。
5. 特許権利者またはその正式な代理人の承諾や同意なくして、IP Code によって正式に特許を認められた機械、品物、製品、材料の実質的なシミュレーションであると提示するもの。
6. 輸入商品と他者の商品の提携、連携、関連性に関して、誤ったもしくは誤解を招くような記述、シンボル、または混同、誤解、偽装を招く恐れのあるラベル。または、その性質、特性、品質、原産地を不当表示するもの。

C. 解放差止請求者

1. 税関によって登録された IPR

税関は知財権者がその権利を記録する知財登記簿を、その他の関連情報とともに保持する。その他の関連情報とは、税関がこの命令の効果的な推進と実施に使用するものである。知財権の所有者又はその代理人は、税関コミッショナーに対して、以下の必要条件を提出すれば、その知財権及び知財権によって保護される生産物について登録を申請できる。

1.1 申請人が登録を求める知財権の正当な権利保有者であることの証明。申請人の代表者又は代理人が申請する場合は、知財権者の正式な許可を受けていることの証明。

提出リストに記された個人またはその他の団体（entities）については、知財権によって保護された生産物の輸入・流通に関する許可の有無に係らず、税関による当命令の円滑な実施を促すために、登録を求める知財権に保護される生産物について十分な説明、可能ならばそのサンプルを備えていることが求められる。

1.2 必要書類

1.2.1 知的財産庁に登録されている知財権の場合は、当省によって発行された証明書の正

式な複製 3 部。

1.2.2 知的財産庁に登録されていない知財権の場合は、知財権の主張を証明又は承認する裁判所もしくはその他の所轄官庁による判決または決議の正式な複製 3 部。

1.2.3 著作権及び著作隣接権の場合は、知財権所有者が作成した証明書。その証明書においては、知財権所有者の正当な代理人が以下のことを提示していることが求められる。

1.2.3.1 そこに明示された時点で作品またはその他の対象物に著作権が存在していること。

1.2.3.2 当人またはそこに記された人物が著作権の所有者であること。

1.2.3.3 そこに添付する作品またはその他の対象物の複製が、正式な複製であること。

1.3 生産物一つにつき 2000 ペソの登録料 (recordation fee) の支払い。ただし、知財権者一人につき 20,000 ペソを超えないものとする。

前述の必要書類は知財権者を特定し、役人が侵害物品を水際で監視・審査するために必要な最小限の情報を知財省に提供するためのものにほかならない。従ってこれらの要件は、その要件が課す基本目的が達成される限りにおいて、良好な状況下では緩和されることがある。

知財権及び知財権の保護対象となる生産物の記録は、記録された日から 2 年間有効とし、以降 2 年ごとに更新可能とする。

記録の根拠として、知財庁はその主導の下に、疑わしき輸入行為を監視、検査し、それが法に基づき差押え及び没収処分を課されるべきか否かを決定しなければならない。ただし、その権限の実行は、警告の発行や停止命令に関する現行ルール、規則にのっとったものでなければならない。

2. 知財庁に未登録の知財権

当命令 II.C.1 条に基づく記録を持たない知財権保有者又はその正当な代理人は、その知財権及び知財権の保護対象となる生産物について、税関コミッショナーまたは地域徴税官に対し、マニラ市の外部の通関地に関して、II.C.1.1~2 上に列挙された書類の提出を条件として、侵害物品を含むと疑われる輸入行為に対する警告又は停止命令の発行を要請することができる。

明らかな場合は、マニラ市の外部の通関地に関して、税関コミッショナーまたは地域徴税官は、警告又は停止命令を発行し、知財権保有者またはその正当な代理人に検査の時間と場所を通知した上で、その立会いのもと貨物の検査を行う。

検査の日時を通知されたにもかかわらず知財権者またはその正当な代理人が検査に立ち会わなかった場合でも検査は実施され、場合によって税関検査官は適切な経路を経て、自らの所見、提言を税関コミッショナーまたは地域徴税官に伝えるものとする。

D.無作為抽出検査

II 条 C.1 及び C.2 項にかかわらず、知財省はその主導の下、警告及び差止命令に関する現行規則に基づき、輸出入における警察機能の履行に関連して、貨物の無作為抽出検査を行う権利を留保する。

E.知的財産関連部署の創立

知財権保護と強化のための水際管理をさらに効果的に実施するために、税関コミッショナーは、その組織構成と配置、権限と機能、物流面での要請と支援、人材補給について担当する常設の知財部局又は事業部の設置に関する作業計画を研究し、財務長官に提出しなければならない。常設部局設置までの間、税関コミッショナーは以下の機能を暫定的に備える暫定的な知財部署の設立を求められる。

1. 知財権及びその保護対象となる生産物の記録申請の処理
2. 税関コミッショナーにあてられた警告及び停止命令の発行要請の受付及び、外部通関地の場合に地域徴税官にあてられた同様の要請の記録。
3. 調査し、差押えが必要な場合は適切な没収手続きに従って知財権の侵害について起訴を行う。
4. 知的財産の強化に関するデータをまとめ、管理し、管理情報システムと技術グループと協調して知的財産データベースシステムを構築する。
5. 知財権に関する税関の全ての活動を調整する。
6. 人材管理事業部（Human Resource Management Division）と協調して知財権の水際管理の強化に向けた適切な指導プログラムを策定する。
7. IPO 及び知的財産の強化に関連するその他の政府機関とのパイプ役として税関の中で機能する。

F.知的財産権に関するリスクマネジメント及びデータベース支援システム

税関はリスク評価プログラム及び管理情報システムを設置することが求められる。管理情報システムには知財法の強化に効果的な全ての関連データが統合、蓄積され、侵害物品の国境及び通関前の監視、排除、差止のために利用される。この目的の下、IPO やその他の関連政府機関、民間機関と適切につながり構築しなければならない。

III.運用規定

A. 知財権及びその保護対象となる生産物に関する当命令の II.C.1 条に基づく登録のために必要な手続き

1. 申請者は IPU または、その設置以前は法務部に対し、規定の申請書類を提出しなければならない。
2. 申請書には、II.C.1.1 に記載されている証明書及び II.C.1.2 で求められているその他の関連情報を添付しなければならない。

3. 申請者は登録料を支払わなければならない。
4. 上記の要請に準拠して、IPU またはその設置以前の場合法務局は、全ての徴税官に宛てて、コミッショナーの署名のある関税覚書を回覧しなければならない。回覧する関税覚書は、その生産物が登録されたことを公にするものであり、登録された生産物の詳細な記述または模型をそえていなければならない。
5. 回覧した徴税官は、前線で評価を行う税関役員に対し、それに従って輸入監視するよう指示すべく、知財権およびその保護対象となる生産物の関連データを含む書類の複製を頒布しなければならない。

B. 当命令の II.C.2 条に基づく警告または停止命令の発行に関する要請手続き

1. 知財権保有者又はその代理人は、税関コミッショナーまたは外部通関地の場合地域徴税官に対し、書面にて疑わしい物品又は侵害物品に対する警告又は停止命令の発行要請を行う。
このとき申請者は、II.C.1.1 及び II.C.1.2 で規定される全ての必要書類と保有する知財権及び保護対象となる生産物に関するその他の情報を添付しなければならない。

C. 疑わしい貨物に対する警告又は停止命令の発行に関するガイドライン

1. 信頼できる情報をもとに、税関はその主導の下、当命令の II.C. 1 条に基づく侵害物品を含むと疑われる輸入品に対し、警告又は停止命令を発行することができる。
2. 警告又は停止命令は、当命令の II.C.2 条に基づく知財権保有者の要請によって発行することもできる。
- 3 当命令に基づく警告又は停止命令下にある物品は、担当の税関検査官によって検査される。検査は知財権保有者又はその代理人および荷受人又はその正式な委任を受けた代表者の立会いのもと、警告又は差止命令の通知を受けてから 24 時間以内 to 実施される。
4. 検査の結果、差押え手続きに十分な証拠が発見されなかった場合は、直ちに警告又は停止命令は解除され、輸入通関手続きが再開されなければならない。
5. 差押え手続きに足る十分な証拠 (basis prima facie) があった場合は、その事実は 24 時間以内に徴税官に伝達され、積荷に対する差押え及び拘留命令が発行される。

D. 侵害物品の差押え手続きに関する特別規則

1. 差押えにあたって徴税官は、差押えから 5 営業日以内に、請求者、輸入者又は差押え物品の所有者又はその代理人に対し、書面にて差押えの通知を行い、その事実を知る機会を与えなければならない。その通知を行うにあたっては、輸入者、荷受人、または船荷証券の保有者を、船荷証券に記載される差押え財産の所有者とみなす。また、同様の目的により、仮に所有者又はその事実上の代理人が不明または連絡がとれない場合は、「代理人」には差押え財産の所有者の事実上の代理人に限らず、差押え時点でその財産の法的な所有権

を有する者を含むこととする。

2. 所有者または要求者が不明の場合、通知は、差押えが行われた地域の税関の公共ルートを通じて 5 日間郵送される。また、税関コミッショナーの裁量に基づき、新聞又はその他の望ましいとみなされる手段によって公表される。
3. 前項に記された通知から 10 日以内に要求者、所有者又は代理人が現れないかみつからなかった場合は、徴税官は政府による没収財産を宣言する。
4. 通知後、徴税官は直ちにこの件について公聴の場 (hearing) を設定し、公聴から 20 営業日以内に裁決を下さなければならない。
5. これらの事例では、フィリピン関税及び税関法における上訴および自動的審査の規則が適用される。
6. 最終命令により没収された貨物の移動については、知財権を保護する法的政策のもとで適用される現行法及び規則にしたがって行うことが必要である。没収貨物の移動を迅速に執り行うために、税関は IPU を通じて、その創設から 30 日以内に、これらの貨物についての処理及び保管に関する補足ガイドラインを発行しなければならない。そのガイドラインには内部的及び外部的調整と物流支援に関する規則を含むものとする。

IV . 追加規則の公布に関する税関コミッショナーの権限

税関コミッショナーは当命令をより効果的に実施するための追加的ルールや規則を発行する権限を有する。

V . 条項の廃止

これに反する全ての命令、覚書、回覧書類は、それに従って廃止又は修正されたとみなされる。

VI . 有効性

この命令は財務長官の許可に従い、フィリピンの一般的な新聞による公表から 30 日以内に実施される。